

第76回定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2019年5月28日（火曜日） 午前10時 受付開始予定時間 午前9時
開催場所	静岡県沼津市上土町100番地1 沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第76回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	3
議案および参考事項	
● 第1号議案 剰余金の処分の件	
● 第2号議案 定款一部変更の件	
● 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	
● 第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	36

株式会社トヨーアサノ

証券コード：5271

ごあいさつ

株主の皆さんには、平素より当社グループへの格別のご支援、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

私からのごあいさつとして、当社グループの経営理念をご紹介したいと思います。

経営理念

■ 顧客第一 ■ 合理追求 ■ 人倫遵守

「顧客第一」とは、お客さまの立場になって物事を発想し、お客さまの求める製品、サービスを提供することを通じて、お客さま満足を追求することです。お客さま満足の追求を通じて、社会の発展に貢献し続けることが、当社の存在意義であると考えています。

「合理追求」と「人倫遵守」は、「顧客第一」を実現するために、私たちが大切にしなくてはならない価値観を表しています。

「合理追求」とは、目的を達成するための手段の選択において合理性、すなわち科学的な思考を追求することであり、私たちの意思決定において大切にしている価値観です。

経営における科学的な思考とは、数値や事実といった具体的な根拠を基礎に論理を仮説として組み立て、実行を通じて仮説を検証していくプロセスであり、合理的な意思決定の基礎になるものと考えています。

「人倫遵守」とは、企業が社会的な存在であるということを常に意識し、社員は他の模範となるような高い倫理観を持つことを求めています。事業活動の基礎となる最も基本的な価値観です。

単なる遵法ではなく、社会正義に照らして適切な判断が出来ると共に、どうあるべきかを進んで考えることを求めています。

いずれも基本的な事柄ですが、経営環境の変化が大きく、かつ速度が速くなっている現代においてこそ、基本を大切に、着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年5月

代表取締役 植松 泰右

招集ご通知

株主各位

(証券コード 5271)
2019年5月13日

静岡県沼津市原315番地の2
株式会社トヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年5月27日（月曜日）午後5時30分まで**に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年5月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定時間 午前9時）

2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

3. 株主総会の目的事項

報告事項 (1) 第76期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第76期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.toyoasano.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、**当社ウェブサイト** (<http://www.toyoasano.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
したがいまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、財務体質の充実・強化を図り経営基盤の健全性を確保しつつ、業績の動向、経営環境の変化と今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さんには安定かつ継続的に配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまのご支援に感謝の意を表するとともに、当期の業績、今後の見通し等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり普通配当75円といたしたいと存じます。

この配当金は前期と比べて25円の増配となります。

なお、この場合の配当総額は95,169,150円となります。

(中間配当金1株当たり25円を含め、

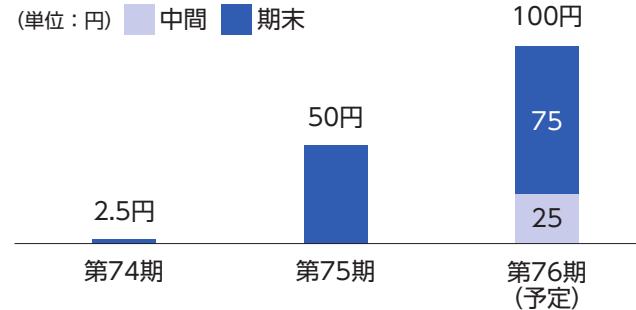
当期の年間配当金は前期と比べて50円の増配の1株当たり100円となります。)

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年5月29日

1株当たりの配当金

(単位:円) 中間 期末



(注) 当社は2017年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第74期について当該株式併合を踏まえて換算した場合、1株当たり25円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じるものいたします。
(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第7章 計算 <u>第41条 <条文省略></u> <p>(期末配当金) <u>第42条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><新 設></p>	第7章 計算 <u>第41条 <現行どおり></u> <p><削 除></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><削 除></p>
<p>(中間配当金) <u>第43条 当会社は取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1 植松 泰右 (1979年7月3日生)	所有する当社株式の数 3,000 株	再 任
------------	-----------------------------------	-----------------------	-----

略歴、地位、担当の状況

2003年 4月	株東京放送入社	2011年 3月	当社取締役執行役員管理本部長
2007年 3月	当社入社	2011年 5月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長	2013年 5月	当社代表取締役副社長
2009年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業副本部長	2015年 5月	当社代表取締役社長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日本セグメント工業株代表取締役社長

取締役候補者とする理由

植松泰右氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	2 杉山 康彦 (1965年8月16日生)	所有する当社株式の数 700 株	再 任
------------	------------------------------------	---------------------	-----

略歴、地位、担当の状況

1994年 4月	当社入社	2015年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部長
2004年 3月	当社パイル営業本部開発営業部部長	2019年 3月	当社常務取締役 パイル営業本部長 (現在に至る)
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長		
2013年 6月	当社執行役員パイル営業本部長		

取締役候補者とする理由

杉山康彦氏は、営業部門の責任者としてパイル営業本部長を務め、設計・技術営業の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番号 3 杉山 敏彦 (スギ ヤマトシ ヒコ) (1963年10月12日生)

所有する当社株式の数
1,100 株

再任

略歴、地位、担当の状況

1986年 3月 当社入社
2007年 3月 当社総務部副部長
2009年 3月 当社総務部部長

2013年 6月 当社執行役員管理本部長
2015年 5月 当社取締役執行役員管理本部長
(現在に至る)

取締役候補者とする理由

杉山敏彦氏は、総務部門、経理部門の責任者として管理本部長を務め、コンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの企業体質を強めるために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番号 4 竹嶋 泰弘 (タケシマ ヤスヒロ) (1967年2月25日生)

所有する当社株式の数
900 株

再任

略歴、地位、担当の状況

1989年 4月 新日本製鐵(株)
(現日本製鉄(株)) 入社
2008年 7月 当社入社
2010年 3月 当社東京工場副工場長

2013年 6月 当社執行役員東京工場副工場長
2015年 5月 当社取締役執行役員東京工場長
(現在に至る)

重要な兼職の状況

(株)トウパル興産代表取締役社長

取締役候補者とする理由

竹嶋泰弘氏は、製造部門の責任者として東京工場長を務め、製品品質の向上・コスト管理の徹底を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの品質保証体制の強化を牽引するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。

第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	サオトメ 五月女 五郎	ゴロウ (1943年8月3日生)	所有する当社株式の数 0 株	再 任	社 外	独 立
------------	---	----------------	---------------------	-------------------	-----	-----	-----

略歴、地位、担当の状況

1977年 4月	弁護士登録 榎原卓郎法律事務所入所	2015年 5月	当社監査役
1979年 2月	五月女五郎法律事務所開設 (現在に至る)	2017年 5月	当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

五月女五郎法律事務所所長弁護士

社外取締役候補者とする理由

候補者　五月女五郎氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しております、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏は当社監査役および監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 五月女五郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
6. 同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
7. 同氏は五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者番号 2 カサ ハラ タカ シ
笠原 孝志 (1952年4月14日生)

所有する当社株式の数

0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当の状況

1976年4月 警察庁入庁
 1996年8月 福井県警察本部長
 2003年8月 岐阜県警察本部長
 2007年8月 東北管区警察局長
 2008年9月 警察共済組合監事
 2013年12月 太陽生命保険(株)顧問

2016年5月 当社監査役
 2017年5月 当社取締役（監査等委員）
 (現在に至る)
 2017年6月 一般社団法人全国道路標識・標示業協会専務理事
 (現在に至る)

重要な兼職の状況

一般社団法人全国道路標識・標示業協会専務理事

社外取締役候補者とする理由

候補者 笠原孝志氏は公務員として長年培った豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査をしていただけるものと判断しております。

なお、同氏は当社監査役および監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 笠原孝志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 5. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 6. 同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。

候補者 番号 3 キラ
吉良 尚之 (1961年12月24日生)

所有する当社株式の数

0 株

新任

社外

略歴、地位、担当の状況

1984年 4月 日本セメント(株)
(現太平洋セメント(株)) 入社
2006年 4月 同社東京支店横浜営業所長
2007年 5月 同上 (兼) 横須賀小野田レミコン(株)
代表取締役社長

2012年 4月 同社中国支店セメント営業部長
2017年 4月 同社関西四国支店長
2019年 4月 同社執行役員
セメント事業本部営業部長
(現在に至る)

重要な兼職の状況

太平洋セメント(株)執行役員セメント事業本部営業部長

社外取締役候補者とする理由

候補者 吉良尚之氏は現在、太平洋セメント株式会社の執行役員セメント事業本部営業部長の職にあり、これまで長年にわたり、営業部門で活躍されている経験に加え、横須賀小野田レミコン(株)では社長を務められており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を生かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1. 吉良尚之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

4. 太平洋セメント株式会社は当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、当社は同社との間で当社主要製品の原材料取引があります。

候補者番号 4 カツ マタ
勝又 康博 ヤス ヒロ (1971年4月22日生)

所有する当社株式の数

0 株

新任

社外

独立

略歴、地位、担当の状況

1995年4月 朝日監査法人
(現有限責任あづさ監査法人) 入社
1998年4月 公認会計士登録

2001年8月 勝又公認会計士事務所開設
(現在に至る)

重要な兼職の状況

勝又公認会計士事務所代表

社外取締役候補とする理由

候補者 勝又康博氏は公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い識見を有しております。当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 勝又康博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 5. 同氏は勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は同公認会計士事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外経済は、米中貿易戦争をはじめ、欧州の政治情勢、地政学的リスクの不安感から先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業分野であります建設業界におきましては、企業収益の改善等を背景に企業の設備投資が緩やかに増加し、底堅く推移していくことが見込まれる状況であります。

当社グループの主力事業でありますコンクリートパイル事業におきましても、全国需要は前連結会計年度に対して大きく増加いたしました。特に、当社の主力地区となる関東、および静岡・山梨においても需要は大きく増加し、当連結会計年度を通じた事業環境につきましては、当社の想定を大きく上回り非常に良好な環境で推移いたしました。一方で、下半期より需要の減速が始まっています、生産量ベースでは当社の主力地区において減少に転じております。

また、第2の柱でありますコンクリートセグメント事業につきましては、大型プロジェクトの端境期に入り、事業環境が減速を余儀なくされております。

このような状況において、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、高度化するお客様のニーズを迅速かつ正確に捉え、高品質の製品・サービスを競争力のあるコストで提供してまいりました。

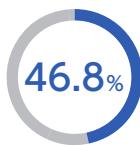
当連結会計年度の業績は、売上高は16,464百万円（前連結会計年度比2.0%増）、営業利益は1,296百万円（前連結会計年度比71.5%増）、経常利益は1,249百万円（前連結会計年度比75.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は807百万円（前連結会計年度比70.2%増）となりました。



なお、当連結会計年度における事業セグメント毎の業績は次のとおりであります。

コンクリート二次製品事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートパイルの製造・販売
- コンクリートパイルの付属品の販売
- 建設用資材の販売
- コンクリートパイルの運送

コンクリート二次製品事業の主力事業でありますコンクリートパイル部門につきましては、当社グループの主力地区となる関東、および静岡・山梨において需要が下半期より減少に転じているものの前連結会計年度と比べ大幅に増加したことに加え積極的な受注活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は、7,711百万円（前連結会計年度比9.6%増）、営業利益は851百万円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

コンクリートセグメント事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートセグメントの製造・販売
- コンクリートセグメントの付属品の製造・販売
- コンクリートセグメントの運送

大型物件の端境期に入った当連結会計年度の売上高は、1,642百万円（前連結会計年度比39.1%減）、営業損失は2百万円（前連結会計年度は75百万円の営業利益）となりました。

工事事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートパイルの杭打ち施工
- その他基礎工事

非常に良好な事業環境の下で、施工の稼働率が高水準で推移し、また、工事が総じて順調に進捗した結果、当連結会計年度の売上高は、6,916百万円（前連結会計年度比11.4%増）、営業利益は957百万円（前連結会計年度比89.5%増）となりました。

不動産賃貸事業

売上高構成比



主な事業内容：

- 不動産賃貸業

当連結会計年度の売上高は193百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益は154百万円（前連結会計年度比3.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、生産能力の維持、品質向上および環境対応に資する投資を重点に実施することを基本としております。

当連結会計年度における設備投資の総額は508百万円となりました。その主なものは、コンクリートパイル製造用設備、工事施工用治具、コンクリートパイルおよびコンクリートセグメント製造用型枠であります。

なお、設備投資所要資金につきましては、自己資金、借入金およびファイナンス・リース取引によって賄っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の日本経済は、消費や設備投資といった内需が底堅く推移し、景気の底割れは避けられるものと見込んでおりますが、景気の足踏み状態は当面続くものと考えております。また、海外経済においては米中貿易戦争をはじめとしてリスク要因が依然として多く、下振れリスクについて警戒が必要な状況と考えております。消費税率の引き上げにつきましては、政府の手厚い対策の下で、過去と比較して影響は小さいものと考えております。総じて、世界経済の先行きに不透明感が強く、日本の内需は底堅く推移すると思われるものの、下振れリスクの高い状況が当面続くものと想定されます。

コンクリート二次製品事業・工事事業におきましては、2018年度下期以降の厳しい需要環境が続いている、当面は厳しい状況が続くものと考えておりますが、2019年度下期以降は、徐々に需要が回復していくものと想定しております。

コンクリートセグメント事業におきましては、需要の回復は2020年度以降を見込んでおり、2019年度は引き続き非常に厳しい事業環境が想定されます。取組につきましては、コスト管理を徹底し厳しい事業環境に対応してまいります。

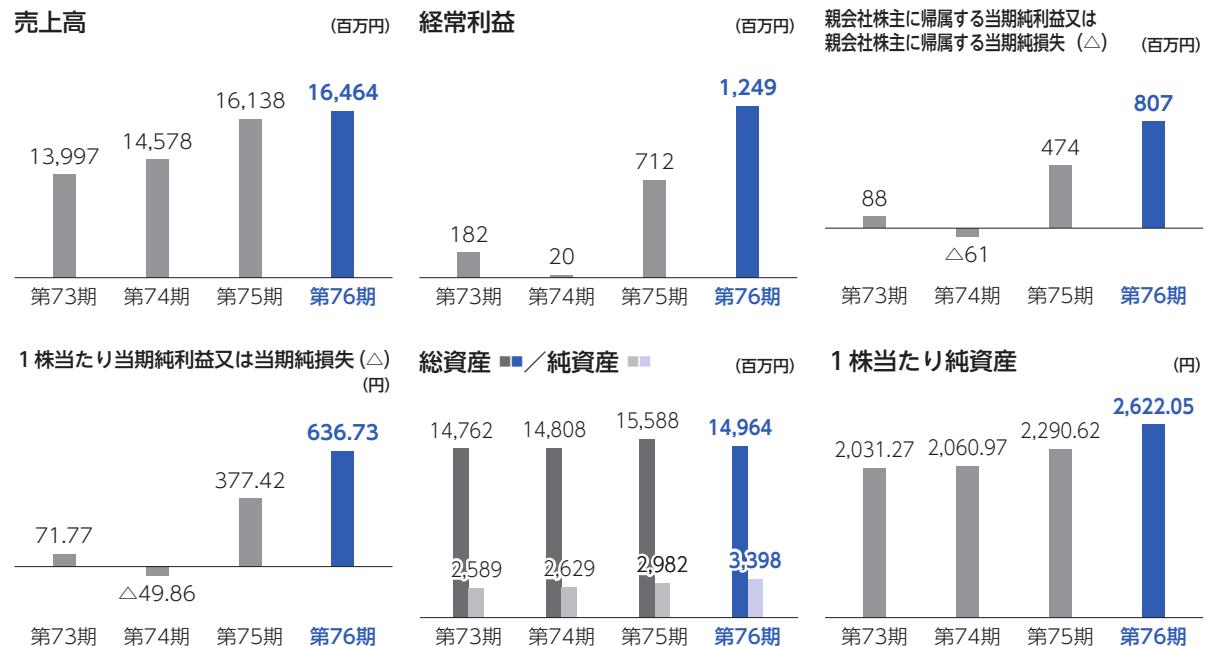
このような事業環境の中、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、売上高と利益の成長を志向し、経営資源の拡大を目指してまいります。経営資源の拡大を通じて、お客様に提供可能な製品やサービスを拡充し、顧客満足を高めることで社会に貢献してまいる所存であります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも何卒よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分	分	第73期 自2015年3月1日 至2016年2月29日	第74期 自2016年3月1日 至2017年2月28日	第75期 自2017年3月1日 至2018年2月28日	第76期 (当連結会計年度) 自2018年3月1日 至2019年2月28日
売上高	(千円)	13,997,492	14,578,164	16,138,890	16,464,724
経常利益	(千円)	182,883	20,451	712,514	1,249,427
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	88,044	△61,779	474,594	807,974
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	71.77	△49.86	377.42	636.73
総資産	(千円)	14,762,427	14,808,907	15,588,758	14,964,069
純資産	(千円)	2,589,403	2,629,728	2,982,439	3,398,774
1株当たり純資産	(円)	2,031.27	2,060.97	2,290.62	2,622.05

(注) 2017年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は当期純損失については、当該株式併合が第73期の期首に行われたと仮定して算定しております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本セグメント工業(株)	90,000千円	90.00 %	コンクリートセグメント製品製造業

連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含む3社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
コンクリート二次製品事業	コンクリートパイルの製造・販売 コンクリートパイルの付属品の販売 建設用資材の販売 コンクリートパイルの運送
コンクリートセグメント事業	コンクリートセグメントの製造・販売 コンクリートセグメントの付属品の製造・販売 コンクリートセグメントの運送
工事事業	コンクリートパイルの杭打ち施工 その他基礎工事
不動産賃貸事業	不動産賃貸業

(12) 主要な事業所

① 当社

本社：静岡県沼津市原315番地の2
工場：東京工場（東京都西多摩郡）
営業事務所：東京事務所（東京都新宿区）

② 子会社

- ・日本セグメント工業株（静岡県沼津市）
- ・（株）トウパル興産（静岡県沼津市）
- ・（株）東商（静岡県沼津市）

(13) 従業員の状況

事業セグメントの名称		従業員数(名)
コンクリートニ 次 製 品 事 業		134 (50)
コンクリートセグメント事 業		26 (57)
工 事 事 業		39 (26)
不 動 産 賃 貸 事 業		1 (0)
全 社 (共 通)		21 (7)
合 計		221 (140)

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数(パートタイマーおよび派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員であります。

(14) 主要な借入先

借入先						借入金残高
(株) 静岡銀行						2,287,936 千円
(株) 三井UFJ銀行						859,182
スルガ銀行						743,920
(株) 三井住友銀行						337,500

(15) その他企業集団の現況に関する事項

特記すべき事項はありません。

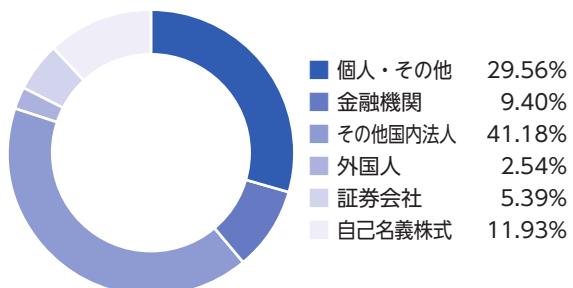
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式総数 1,440,840株 (自己株式 171,918 株を含む。)
(3) 当事業年度末株主数 1,082名
(4) 大株主

株 主 名				持 株 数	持 株 比 率
1	東洋鉄工株式会社			367 千株	28.95 %
2	太平洋セメント株式会社			171	13.50
3	株式会社静岡銀行			55	4.41
4	スルガ銀行株式会社			43	3.44
5	高周波熱鍊株式会社			40	3.17
6	トヨアサノ取引先持株会			25	1.97
7	植松昭子			24	1.90
8	大西貴利子			20	1.58
9	日本証券金融株式会社			13	1.08
10	第一生命保険株式会社			12	0.96

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式171,918株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有株式数別分布状況



(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松 泰 右	日本セグメント工業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	杉 山 敏 彦	執行役員 管理本部長
取 締 役	杉 山 康 彦	執行役員 パイル営業本部長
取 締 役	竹 嶋 泰 弘	執行役員 東京工場長 株式会社トウパル興産 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員長)	五月女 五 郎	五月女五郎法律事務所 所長弁護士
取 締 役 (監査等委員)	安 藤 謙 一 郎	安藤物産株式会社 代表取締役社長 ユナイテッド・コンクリート株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	笠 原 孝 志	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 専務理事
取 締 役 (監査等委員)	朝 倉 秀 明	太平洋セメント株式会社 執行役員セメント事業本部営業部長

- (注) 1. 代表取締役 植松 真氏は、2018年5月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 鈴木孝行氏は、2018年5月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
3. 取締役 五月女五郎、安藤謙一郎、笠原孝志、朝倉秀明の各氏は社外取締役であり、五月女五郎、笠原孝志の両氏は東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
4. 当社は、内部監査室を中心とした内部監査室による内部監査結果を監査等委員会において、取締役の業務執行の状況を取締役会において、毎月1回以上報告されるほか、定期的に情報交換、意見交換を行い、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 監査等委員 安藤謙一郎氏は長年経営に携わっており、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
6. 取締役 杉山康彦氏は2019年3月1日付をもって取締役執行役員/パイル営業本部長から常務取締役/パイル営業本部長へ異動いたしました。
7. 取締役 安藤謙一郎氏の重要な兼職先につきましては、2019年3月20日付をもって安藤物産株式会社 代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
8. 取締役 朝倉秀明氏の重要な兼職先につきましては、2019年4月1日付をもって太平洋セメント株式会社 執行役員セメント事業本部営業部長から同社常務執行役員総務部・資材部担当へ異動いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員が職務遂行にあたりその役割を充分發揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、全社外役員（社外取締役（監査等委員）4名）は当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	5名	95,400千円
取締役 (監査等委員)	4名	10,200千円
合計	9名	105,600千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。
 3. 上記のほか、2018年5月24日開催の第75回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に支払われた退職慰労金は240,000千円であります。

なお、この金額は、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
 - ・取締役（監査等委員長） 五月女五郎氏は兼職先であります五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は五月女五郎法律事務所と顧問契約を締結しております。
 - ・取締役（監査等委員） 安藤謙一郎氏の兼職先であります安藤物産株式会社と当社との間には、当社主要製品の販売や施工用副資材の購入において取引関係があります。
 - ・取締役（監査等委員） 笠原孝志氏の兼職先であります一般社団法人全国道路標識・標示業協会ならびに安藤謙一郎氏の兼職先でありますユナイテッド・コンクリート株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員） 朝倉秀明氏の兼職先であります太平洋セメント株式会社は、当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、同社から当社主要製品の原材料を購入しております。
- ② 特定関係事業者との関係
 - ・取締役（監査等委員） 安藤謙一郎氏は特定関係事業者である太平洋セメント株式会社に従業員として勤務している3親等以内の親族がおります。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員長)	五月女 五 郎	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	安 藤 謙一郎	当事業年度に開催された12回の取締役会のうち10回、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会のうち10回に出席し、経営者として培った幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	笠 原 孝 志	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会全てに出席し、これまで公務員として培った幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	朝 倉 秀 明	2018年5月の取締役就任以降に開催された10回の取締役会、また、監査等委員就任以降に開催された10回の監査等委員会全てに出席し、これまで培った幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監査等委員)	4名	10,200千円
合 計	4名	10,200千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由については、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人がその職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社が業務の適正を確保するための体制として、2017年5月24日開催の取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定める。

1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は当社およびグループ会社全役職員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役職員のコンプライアンス意識向上に努める。
- ② 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
- ③ 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため取締役会直属のコンプライアンス会議を設置する。
- ④ 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
- ⑤ 当社およびグループ会社の役職員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
- ② 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え隨時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
- ② リスク情報については定期的に取締役会に状況報告を行う。

4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて隨時に機動的に開催する。
- ② 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として業務会を設置し、必要に応じて取締役会に隨時提言を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対し取締役および内部監査室長を派遣し、業務の適正を確保する。
- ② グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
- ③ 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項を指示できるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項について速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は内部統制システムの活動状況を隨時、監査等委員会に報告を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、業務会等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。
- ② 重要な事項の実施を求める当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。
- ③ 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス会議を毎月開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

さらに、役職員から法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため、内部相談窓口を設置しております。

2. 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会規程や社内規程、経営要綱を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

当社の取締役は、取締役会を毎月開催し、重要経営事項に関する審議および決定をおこなっております。さらに、業務執行取締役、執行役員、部門長以上で構成され、重要事項について検討する業務会を毎月開催し、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

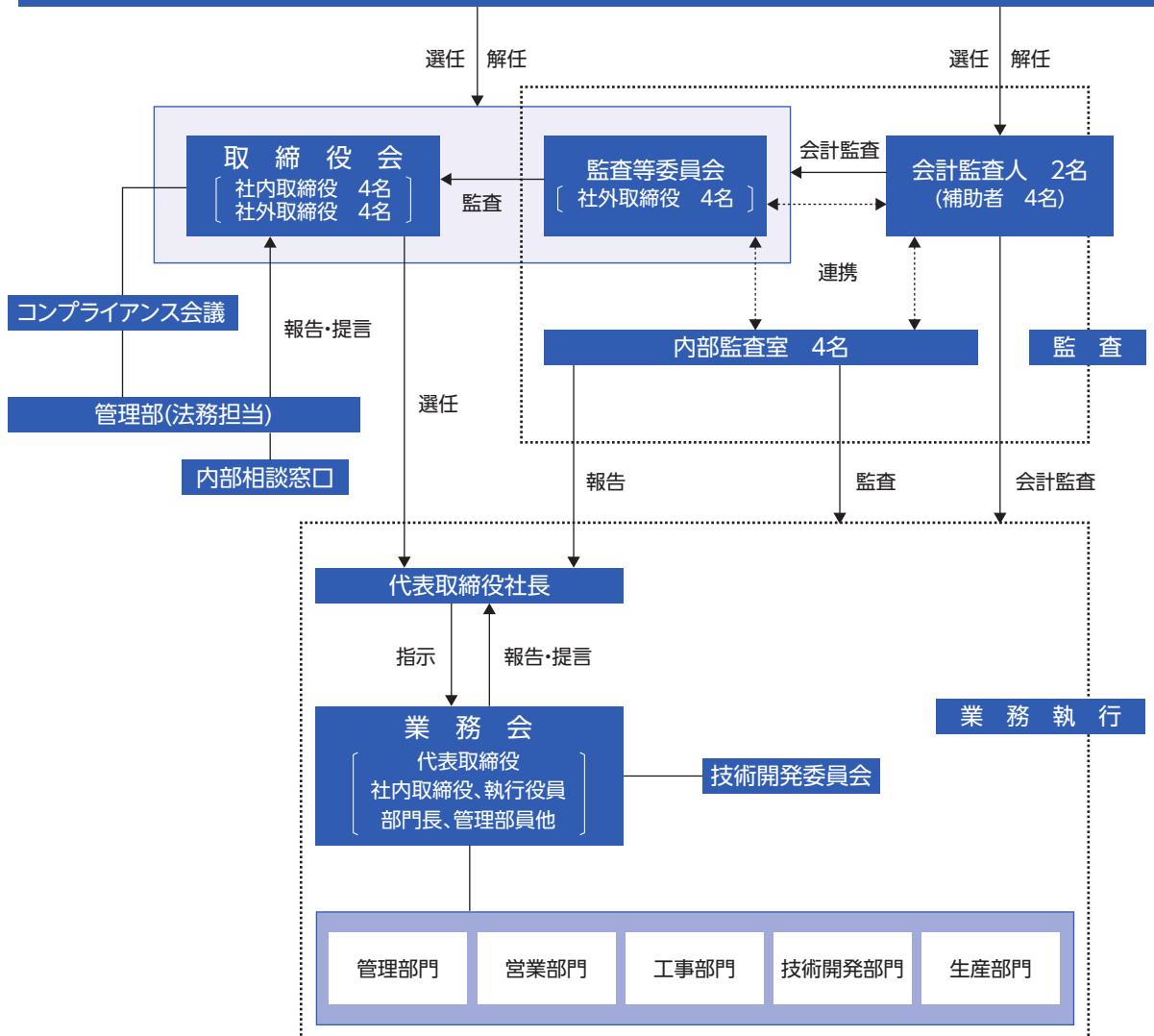
3. 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会は、監査の方針に従い、取締役およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、毎月開催される監査等委員会を通じて各監査等委員との情報共有を図るとともに、会計監査人および内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

4. グループ会社管理体制

当社のグループ会社は、稟議申請書に関して当社管理部に報告することを義務とし、当社管理部はその決裁事項を監督しております。また、毎月開催される当社取締役会において、グループ会社の取締役より業績および営業状況の報告を実施しております。さらに、当社の内部監査室は、グループ会社の管理部門と連携し、法令および定款の遵守体制の有効性について監査し、定期的に取締役および監査等委員会に報告しております。

株主総会



(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、財務体質の充実・強化を図り経営基盤の健全性を確保しつつ、業績の動向、経営環境の変化と今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さまには安定的にかつ継続的に配当することを基本方針としております。

また、内部留保資金の使途につきましては、財務体質の強化および将来にわたって株主の利益確保のための事業拡大や設備投資、人材の確保・教育・育成に積極的に活用していく所存であります。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年8月31日の基準日をもって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第76期 (2019年2月28日現在)	第75期（ご参考） (2018年2月28日現在)	科 目	第76期 (2019年2月28日現在)	第75期（ご参考） (2018年2月28日現在)
資産の部					
流動資産	6,878,254	7,421,109	流動負債	7,182,809	8,182,709
現金及び預金	2,127,298	1,856,635	支払手形及び買掛金	2,728,470	3,407,955
受取手形及び売掛金	2,861,668	3,336,400	電子記録債務	1,275,815	1,406,297
電子記録債権	786,243	962,938	短期借入金	10,000	10,000
たな卸資産	981,712	1,040,922	一年以内返済長期借入金	2,045,149	2,224,658
繰延税金資産	29,984	58,853	リース債務	137,497	165,713
その他	91,348	165,359	未払金	389,239	238,602
固定資産	8,085,814	8,167,648	未払法人税等	164,803	321,552
有形固定資産	7,206,698	7,183,597	その他	431,834	407,929
建物及び構築物	1,447,695	1,400,310	固定負債	4,382,484	4,423,609
機械装置及び運搬具	278,232	225,342	長期借入金	3,470,984	3,654,461
工具器具備品	98,810	143,045	リース債務	320,101	334,354
土地	4,884,384	4,887,046	退職給付に係る負債	422,164	—
リース資産	491,096	527,851	役員退職慰労引当金	—	293,130
建設仮勘定	6,480	—	長期未払金	53,130	—
無形固定資産	121,811	191,619	繰延税金負債	—	25,560
借地権	27,584	27,584	その他	116,104	116,104
のれん	1,466	10,266	負債合計	11,565,294	12,606,318
ソフトウェア	77,076	126,200			
リース資産	—	7,118	純資産の部		
電話加入権	11,928	11,928	株主資本	3,542,403	2,829,702
その他	3,755	8,521	資本金	720,420	720,420
投資その他の資産	757,304	792,431	資本剰余金	677,522	677,522
投資有価証券	155,588	212,024	利益剰余金	2,270,464	1,557,661
長期貸付金	41	338	自己株式	△126,003	△125,900
更生債権等	300	300	その他の包括利益累計額	△215,227	76,974
退職給付に係る資産	—	31,588	その他有価証券評価差額金	△720	3,636
繰延税金資産	215,595	183,304	退職給付に係る調整累計額	△214,507	73,337
その他	386,078	365,175	非支配株主持分	71,598	75,763
貸倒引当金	△300	△300	純資産合計	3,398,774	2,982,439
資産合計	14,964,069	15,588,758	負債純資産合計	14,964,069	15,588,758

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第76期 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)	第75期（ご参考） (2017年3月1日から2018年2月28日まで)
売上高	16,464,724	16,138,890
売上原価	13,325,828	13,578,669
売上総利益	3,138,895	2,560,220
販売費及び一般管理費	1,842,293	1,804,194
営業利益	1,296,602	756,025
営業外収益	41,856	57,261
受取利息及び配当金	8,222	9,440
その他	33,634	47,820
営業外費用	89,031	100,771
支払利息	77,647	90,034
手形売却損	—	44
投資有価証券評価損	7,943	1,370
その他	3,440	9,322
経常利益	1,249,427	712,514
特別利益	3,447	4,057
固定資産売却益	3,265	4,057
投資有価証券売却益	181	—
特別損失	38,721	27,113
固定資産除却損	37,999	244
固定資産売却損	62	—
減損損失	—	26,868
投資有価証券売却損	659	—
税金等調整前当期純利益	1,214,153	689,458
法人税、住民税及び事業税	303,280	301,678
法人税等調整額	102,881	△90,061
当期純利益	807,991	477,841
非支配株主に帰属する当期純利益	17	3,247
親会社株主に帰属する当期純利益	807,974	474,594

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第76期 (2019年2月28日現在)	第75期（ご参考） (2018年2月28日現在)	科 目	第76期 (2019年2月28日現在)	第75期（ご参考） (2018年2月28日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	6,040,037	6,093,772	流動負債	6,598,936	7,090,930
現金及び預金	1,715,266	1,276,223	支払手形	1,326,259	1,578,886
受取手形	1,368,270	1,523,967	電子記録債務	1,221,445	1,209,365
売掛金	1,940,787	2,181,625	買掛金	1,202,813	1,425,080
商品及び製品	436,153	512,411	一年以内返済長期借入金	2,043,949	2,153,999
原材料及び貯蔵品	103,402	120,326	リース債務	89,792	116,461
未成工事支出金	409,845	335,129	未払金	362,650	188,444
前払費用	30,912	34,610	未払法人税等	159,876	298,652
繰延税金資産	28,721	52,546	未払費用	33,184	29,072
その他	6,679	56,930	前受収益	479	479
固定資産	7,600,172	7,692,299	前受金	—	12,130
有形固定資産	6,498,918	6,420,555	預り金	13,678	17,461
建物	1,042,234	973,696	その他	144,807	60,896
構築物	90,538	99,416	固定負債	3,914,513	4,276,687
機械及び装置	187,997	175,240	長期借入金	3,470,984	3,653,261
車両運搬具	7,217	11,078	リース債務	239,161	205,708
工具器具備品	75,410	79,962	退職給付引当金	49,744	23,094
土地	4,720,792	4,723,454	役員退職慰労引当金	—	278,520
リース資産	368,248	357,705	長期末払金	38,520	—
建設仮勘定	6,480	—	その他	116,104	116,104
無形固定資産	113,836	174,844	負債合計	10,513,450	11,367,617
特許権	3,755	6,361	純資産の部		
借地権	23,355	23,355	株主資本	3,127,479	2,415,529
ソフトウェア	77,076	126,200	資本金	720,420	720,420
リース資産	—	7,118	資本剰余金	667,573	667,573
その他の無形固定資産	9,649	11,809	資本準備金	579,892	579,892
投資その他の資産	987,417	1,096,899	その他資本剰余金	87,681	87,681
投資有価証券	155,588	210,648	利益剰余金	1,865,489	1,153,436
関係会社株式	413,998	413,998	利益準備金	180,105	180,105
出資金	780	780	その他利益剰余金	1,685,384	973,331
長期貸付金	41	338	土地圧縮積立金	20,814	20,814
更生債権等	300	300	償却資産圧縮積立金	6,273	6,715
長期前払費用	458	558	別途積立金	400,000	400,000
繰延税金資産	109,144	181,548	繰越利益剰余金	1,258,297	545,802
その他の投資等	307,405	289,026	自己株式	△126,003	△125,900
貸倒引当金	△300	△300	評価・換算差額等	△720	2,923
資産合計	13,640,210	13,786,071	その他有価証券評価差額金	△720	2,923
			純資産合計	3,126,759	2,418,453
			負債純資産合計	13,640,210	13,786,071

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第76期 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)	第75期（ご参考） (2017年3月1日から2018年2月28日まで)
売上高	14,879,511	13,507,168
売上原価	11,837,628	11,109,542
売上総利益	3,041,882	2,397,625
販売費及び一般管理費	1,775,469	1,743,848
営業利益	1,266,413	653,777
営業外収益	52,749	75,096
受取利息	705	1,347
受取配当金	15,246	15,816
その他の営業外収益	36,796	57,932
営業外費用	88,352	97,510
支払利息	77,061	87,570
手形売却損	—	44
投資有価証券評価損	7,943	1,370
その他の営業外費用	3,347	8,524
経常利益	1,230,810	631,362
特別利益	3,265	4,057
固定資産売却益	3,265	4,057
特別損失	38,721	27,101
固定資産除却損	37,999	232
固定資産売却損	62	—
投資有価証券売却損	659	—
減損損失	—	26,868
税引前当期純利益	1,195,354	608,318
法人税、住民税及び事業税	290,293	271,320
法人税等調整額	97,837	△103,782
当期純利益	807,223	440,780

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉 監査法人
指定社員 鈴木 潤 Ⓜ
業務執行社員
指定社員 鈴木 信行 Ⓜ
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーヨーアサノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務施行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉 監査法人
指定社員 鈴木 潤 ◎
業務執行社員
指定社員 鈴木 信行 ◎
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2018年3月1日から2019年2月28日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第76期事業年度における取締役の職務について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月12日

株式会社トヨーアサノ 監査等委員会

監査等委員長 五月女 五郎 Ⓜ

監査等委員 安藤 謙一郎 Ⓜ

監査等委員 笠原 孝志 Ⓜ

監査等委員 朝倉 秀明 Ⓜ

（注） 監査等委員長五月女五郎、監査等委員安藤謙一郎、笠原孝志及び朝倉秀明は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2019年5月28日
(火曜日) 午前10時
(受付開始予定時間 午前9時)

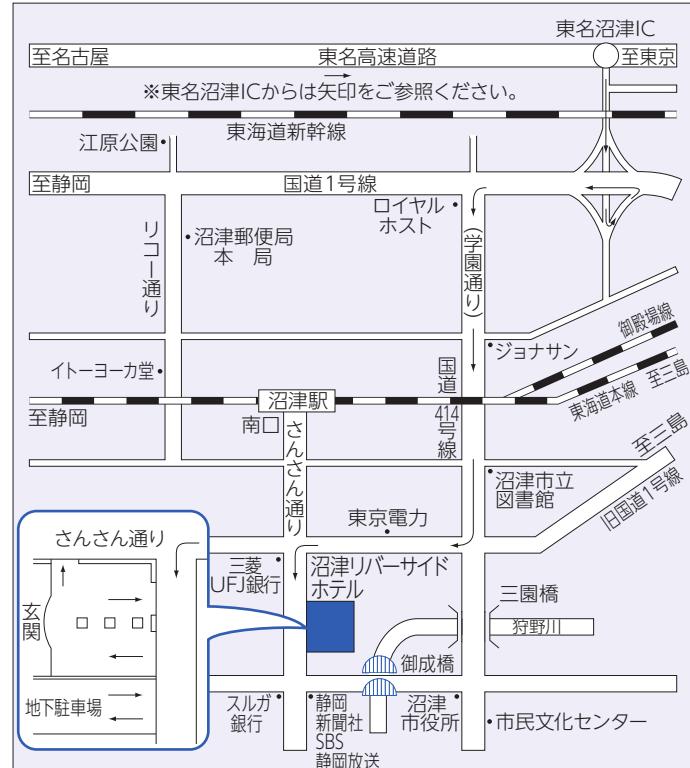
会場

沼津リバーサイドホテル
3階 香陵
静岡県沼津市上土町100番地1
TEL 055-952-2411



交通のご案内

- JRご利用の場合
東海道線沼津駅南口より徒歩7分。
新幹線三島駅よりタクシーで約20分。
- お車ご利用の場合
東名高速沼津ICより約15分。



TAFCO
株式会社トーヨーアサノ

